

社会福祉事業団等の設立及び運営の基準の取扱いについて

平成14年8月21日

雇児発第0821001号 社援発第0821001号 老発第0821001号

各都道府県知事、指定都市市長、中核市市長あて

厚労省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知

昭和46年7月16日付社庶第121号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について」（以下「46通知」という。）で定める基準に基づき設立、運営が行われてきた社会福祉事業団（以下「事業団」という。）等は、これまで地域における福祉サービスの担い手として重要な役割りを果たしてきている。

一方、46通知制定以後、一昨年4月に国の関与の削減、縮小や従前の機関委任事務制度等の見直しを内容とする地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）が施行され、また、同年6月に公布・施行された社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成12年法律第111号）等に基づき、利用者本位の制度を確立すること等を目的とする社会福祉基礎構造改革が進められているなど、事業団等を巡る社会経済情勢は大きく変化してきている。さらには、政府全体において、民間にできることは民間に委ね、地方にできることは地方に委ねるとの原則の下、一層の規制改革や地方分権の推進に向けた取組がなされている。

このため、福祉分野においても、利用者の選択の拡大を図るとともにサービスの質の向上と効率化を図る観点から、積極的に規制改革や地方分権を推進することが求められており、その事情は公設施設の経営の在り方についても同様である。

このような状況の中、事業団等についても、これまでの実績等に鑑みれば、地域における「地域福祉の推進」の一翼を担っていく主体として今後とも活躍が期待されるところである。このため、事業団等について新たな役割の付与や機能の充実等を図り、住民の需要に応じた利用者本位のきめ細かな福祉サービスを提供することにより、新しい時代に求められる役割を存分に果たしていくことが重要である。

このため、46通知で定める基準については、今後下記のとおり取り扱うこととし、その地方自治法上の位置付けを明確化することとするので、貴職におかれでは、十分御了知の上、適切にお取り計らい願いたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添える。

記

1 公設施設の経営の委託先等について

46通知で定める基準中「社会福祉事業団等の設立及び運営の基本方針」（以下「基本方針」という。）においては、地方公共団体が設置した施設（以下「公設施設」という。）の経営の委託先は事業団を原則とすることなど委託先等に関する規定を定めているところであるが、各地方公共団体においては、これらの規定にかかわらず、公設施設の経営の効率化や地域の実情に応じた対応を可能とするため、特段の要件を付すことなく、委託先を選定すること等ができるものであること。

2 46通知で定める基準の位置付けについて

46通知で定める基準は、国においてその適正な処理を特に確保する必要がある法定受託事務について定められる処理基準のように、これによることを義務付けるものではなく、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言としての位置付けを有するものであり、本通知によりその旨を明確化することであること。

また、46通知で定める基準は、社会福祉法人の設立の認可等を行うに当たつてよるべきこととされている「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日社援第2618号等社会・援護局長等通知）の別添1「社会福祉法人審査基準」（以下「審査基準」という。）等の容認しうる公設施設の受託経営等を行う法人の一つの在り方を示したものであることから、46通知は今後も存置することであること。

3 事業団等の在り方について

46通知で定める基準は、2で述べたとおり、公設施設の受託経営等を行う社会福祉法人の一つの在り方を示すものであり、事業団等を運営するに当たっては、地域の実情を踏まえ、同基準に定める個々の項目について創意工夫を生かした対応が可能であること。

また、今後事業団等は、先に述べたとおり、地域における社会福祉事業の担い手としての重要な役割を果たすことが期待されるものであることから、福祉サービスの質の向上に資するものとして、一般の社会福祉法人にとって先駆的な事業や研究事業等の地域の実情に応じて対応が必要な福祉に係る需要を満たすための事業を行うなど、積極的な取組を行われたいこと。